

「在宅医療領域における医療DX推進に向けたデジタル技術活用実証業務委託」
受託候補者特定に係る実施要領

(趣旨)

第1条 「在宅医療領域における医療DX推進に向けたデジタル技術活用実証業務委託」の受託候補者を、プロポーザル方式により特定する場合の手続き等については、横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱（以下「実施要綱」という。）に定めがあるもののほか、この実施要領に定めるものとする。

(実施の公表)

第2条 実施の公表にあたっては、実施要領、提案書作成要領、提案書評価基準及び業務説明資料により、次の各号に掲げる事項について、明示するものとする。

- (1) 当該事業の概要
- (2) プロポーザルの手続き
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 評価委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

(提案書の内容)

第3条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは、別に定める。

- (1) 業務経歴
- (2) 当該業務の実施体制
- (3) 当該業務の実施方針
- (4) 当該業務の実施手法
- (5) ワークライフバランス、障害者雇用、健康経営に関する取組
- (6) その他当該業務に必要な事項

(評価)

第4条 プロポーザルを特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 業務経歴
 - (2) 当該業務の実施体制
 - (3) 当該業務の実施方針
 - (4) 当該業務の実施手法
 - (5) ワークライフバランス、障害者雇用、健康経営に関する取組
- 2 プロポーザルの評価にあたって、提案者にヒアリングを行うものとする。
 - 3 提案書の内容及びヒアリング結果を基に、当該業務に最も適した者を特定する。
 - 4 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。

(プロポーザル評価委員会)

第5条 プロポーザルの評価にあたっては、在宅医療領域における医療DX推進に向けたデジタル技術

活用実証業務委託に係るプロポーザル評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置し、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

- (1) 提案書の評価
 - (2) 評価の着眼点、評価項目及びそのウエイト並びに評価基準の確認
 - (3) 評価の集計及び報告
 - (4) ヒアリング
- 2 委員に委員長及び副委員長を置き、次のとおりとする。
- | | |
|------|-----------------------|
| 委員長 | 医療局地域医療課長 |
| 副委員長 | 医療局地域医療課在宅医療連携担当課長 |
| 委員 | 医療局医療政策課長 |
| 委員 | 医療局医療政策課医療データ活用推進担当課長 |
| 委員 | 医療局救急・災害医療課担当課長 |
- 3 委員長に事故等があり、欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。
- 4 評価委員会は、委員の5分の4以上の出席がなければ開くことができない。
- 5 評価委員が欠席した場合は、評価基準における「評価委員の人数」に含まないものとする。
- 6 評価の結果、採点が同点の場合は、「在宅医療モデルの企画立案」、「検証方法及び評価計画の設計」の評価点合計が高いもの、さらに同点の場合は、「実証協力事業所、対象者の確保・調整」、「安全性・倫理・法令適合」、「業務背景・目的の理解」、「デバイス等の準備・データ管理・書類及びガイドの整備」の順に評価点合計で点数比較を行う。これも同点となった時は、評価委員の投票で多数決により当該同点者の順位を決定する。票数が同数の場合は、委員長が評価の順位を定めるものとする。
- 7 委員長は、評価結果を医療局入札参加資格審査・指名業者選定委員会に報告するものとする。
- 8 評価委員会は、非公開とする。

（評価結果の審査）

第6条 選定委員会は、評価委員会から評価結果の報告があったときは、選定委員会において、次の事項について審査する。

- (1) 評価委員の採点が適正に行われたこと
- (2) 評価委員会の審議及び採点の集計等が適正に行われたこと
- (3) 評価結果に関し、必須事項以外に公表する事項の選定
- (4) 特定、非特定結果通知書に記載する理由
- (5) その他必要な事項

附則

この要領は、令和8年8月6日から施行する。